



2024年1月16日

東日本旅客鉄道株式会社

## 博士号取得者の初任給引上げ・奨学金の代理返還制度の新設等 さらなる「社員・家族の幸福の実現」を実施します

- JR東日本はさらなる「社員・家族の幸福の実現」に向けた取り組みを2024年4月1日より行います。具体的には下記の通りです。
- 専門的な知識を有する優秀な人材の確保・定着の観点から、博士号取得者の初任給を25,000円（最大約9%増）引き上げます。
- 当社の将来を担う若手人材の確保及び処遇改善を目的に、奨学金の代理返還制度を新設します。
- 難病や障がいのある子どもを育てる社員について、子どもの年齢に関わらず短時間勤務等を利用できるようにします。
- 社員の家族のインフルエンザ予防接種費用を会社が負担します。

### 1 博士号取得者の初任給を引き上げます

- ・ 博士号取得者の初任給を25,000円引き上げます。これにより博士号取得者の初任給は最大約9%増となります。
- ・ 既に博士号を取得し入社した社員及び入社後に博士号を取得した社員についても、25,000円支給します。

【2024年4月1日からの初任給】（東京23区内勤務の場合）

		【現行】	【24年4月1日から】	増加額
総合職	博士了	277,215円	302,215円	+25,000円

（参考）総合職初任給（東京23区内勤務の場合） 大学卒：239,725円、修士了：259,965円

## 2 奨学金の代理返還制度を新設します

- ・ 優秀な人材の確保や当社の将来を担う若手社員の処遇改善を目的として、奨学金を受給していた一部の社員について、奨学金返還支援(代理返還)制度を活用し、毎年5万円を上限として入社後最長10年間、奨学金の一部を会社が代理返還します。
- ・ 既に入社している社員についても、入社年数に応じて毎年5万円を上限とし、奨学金の一部を会社が代理返還します。

※ 奨学金返還支援(代理返還)制度により、当社から日本学生支援機構等へ奨学金の返還額の一部又は全部を直接送金します。

※ 学生時の成績等により代理返還制度の対象とならない場合があります。

## 3 難病や障がいのある子どもを育てる社員について、子どもの年齢に関わらず短時間勤務等を利用できるようにします

- ・ 2023年10月1日から難病や障がいのある子どもを育てる社員が以下の勤務・休暇制度を利用できる期間を義務教育期間まで拡大していますが、2024年4月1日からは、子どもの年齢に関わらず以下の制度を利用できるようにします。

勤務・休暇制度	【23年9月30日まで】	【23年10月1日から】	【24年4月1日から】
短時間勤務 <sup>※1</sup>	3歳まで	中学校3年生まで	年齢による 制限なし
短日数勤務 <sup>※2</sup>	小学校3年生まで		
養育休暇(月5日)	小学校3年生まで		
養育休暇(月3日)	小学校6年生まで		

(※1) 短時間勤務制度は、1日あたりの所定労働時間を6時間とする制度です。

(※2) 短日数勤務制度は、育児・介護のための休日を1箇月に4日設ける制度です。

#### 4 社員の家族のインフルエンザ予防接種費用を会社が負担します

- ・ インフルエンザ予防接種について、これまで社員本人のみ会社が費用を負担していましたが、新たに同居家族の費用も負担します。

これからもJR東日本グループは、DE&Iへの取り組みを通じ、社員が自己とグループの成長を実感できる「社員のウェルビーイング」の実現に引き続き取り組みます。